

広島市安佐北コミュニティセンター条例の制定等について

1 概要

| 項目 | 内容 | | | | |
|-----------|--|----|----|-----|-----------------|
| (1) 施設名称 | 広島市安佐北コミュニティセンター | | | | |
| (2) 目的 | 文化活動、健康づくりに関する活動その他の多様な活動の場を設けることにより、市民の交流を促進し、もって地域の活性化を図る。 | | | | |
| (3) 事業 | ① 地域の活性化に関する多様な活動の場の提供 ② 地域の活性化に資する公演、交流会等の開催に関すること。 ③ その他市長が必要と認める事業 | | | | |
| (4) 指定管理者 | <p>管理は指定管理者に行わせることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度中に指定管理者の公募を実施する。 ○ 指定管理者には以下に取り組むよう求めることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 跡地に整備した又は整備予定の各施設と連携し、施設の効用が安佐北区域を越えた地域に及ぶよう努めること。 イ 市民の交流を通じた地域の活性化に資するイベントなどの取組を月に1回以上実施すること。【(3)②関係】 ○ 多目的交流広場については、飲食店舗やチャレンジショップの出店管理など、安佐北コミュニティセンターとは異なる民間ノウハウが求められることから、指定管理者は別途公募することとする。 | | | | |
| (5) 利用料金 | <p>利用料金の額は、下記に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1時間までごとに 4,720円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・500㎡以上の公民館のホールと同額</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 区分して2分の1を使用する場合、表に定める額の2分の1の額 ※ 営利を目的とした利用の場合、表に定める額の1.5倍の額 ○ 指定管理者が定める利用料金の減免基準に以下の内容を盛り込むことを公募の要件とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 本市又は指定管理者が主催する事業等 全額 イ 地域団体又は市民活動団体が地域の活性化に資する目的のため、全市域若しくは安佐北区全域を対象とし、市民の交流を促す活動に使用するとき 620円（※公民館の額を参考） | 区分 | 金額 | ホール | 1時間までごとに 4,720円 |
| 区分 | 金額 | | | | |
| ホール | 1時間までごとに 4,720円 | | | | |
| (6) 呼称 | <p>呼称を定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者決定後に命名権取得者の公募を実施予定 | | | | |
| (7) 施行期日 | <p>令和7年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年4月1日の本格供用開始までの間、引き続いて、利用希望があればその都度、普通財産の一時貸付けにより対応を行う。 | | | | |

2 令和7年4月以降の施設の利用に当たっての基本事項

(1) 休館日

ア 火曜日

- ・火曜日が祝休日に当たるときは、その直後の休日でない日を休館日とする。
- ・火曜日が8月6日に該当する場合は開館日とする。

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(※指定管理者が市長の承認を得て、休館日に開館することができる。)

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで。

(※指定管理者が市長の承認を得て、開館時間を延長することができる。)

(3) 連続使用の制限

継続して使用できるのは3日まで。

(※特に必要があると認められるときは、この限りではない。)

(4) 予約受付時期

使用の3カ月前から受け付ける。

(※特に必要があると認められるときは、この限りではない。)

3 施設の本格供用開始について

- ・指定管理者制度により運営を行う。
- ・令和6年度中に事業者の選定を行う。
- ・令和7年4月からの供用開始。

【スケジュール (予定)】

| | |
|--------|------------|
| 令和6年7月 | 指定管理者の公募開始 |
| 12月 | 指定管理者の指定 |
| 令和7年4月 | 本格供用開始 |